

## 廃棄物処理法の罰則

### 法25条 5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

1 項	1 号	無許可営業	7条(1,6項) 14条(1,6項) 14条の4(1,6項)	許可を受けず、(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分を業として行った者
	2 号	不正許可取得 (許可の更新を含む)	7条(1,6項) 14条(1,6項) 14条の4(1,6項) 7条(2,7項) 14条(2,7項) 14条の4(2,7項)	不正の手段により(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業の許可(許可の更新を含む)を受けた者
	3 号	無許可変更	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	許可を受けずに事業の範囲を変更し、(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分の事業を行った者
	4 号	不正変更許可取得	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	不正の手段により(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業の変更許可を受けた者
	5 号	事業停止命令違反	7条の3 14条の3 14条の6	(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が事業停止命令等に違反すること。
		措置命令違反	19条の4(1項) 19条の4の2(1項) 19条の5(1項) 19条の6(1項)	生活環境保全上の支障の除去等に係る措置命令に違反した者
	6 号	委託基準違反	6条の2(6項) 12条(5項) 12条の2(5項)	事業者が(一般・産業・特別管理産業)廃棄物の処理を許可等がなく受託できない者に委託すること。
	7 号	名義貸禁止違反	7条の5 14条の3の3 14条の7	(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が自己の名義をもって他人に(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業を行わせること。
	8 号	施設無許可設置	8条(1項) 15条(1項)	許可を受けず、一般・産業廃棄物処理施設を設置した者
	9 号	不正許可取得	8条(1項) 15条(1項)	不正の手段により(一般・産業)廃棄物処理施設の設置許可を受けた者
	10 号	無許可変更	9条(1項) 15条の2の6(1項)	許可を受けず、(一般・産業)廃棄物処理施設の構造、規模の変更を行った者
	11 号	不正変更許可取得	9条(1項) 15条の2の6(1項)	不正の手段により(一般・産業)廃棄物処理施設の変更許可を受けた者
	12 号	無確認輸出	10条(1項) 15条の4の7(1項)	環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
	13 号	受託禁止違反	14条(15項) 14条の4(15項)	許可を受けずに(産業・特別管理産業)廃棄物の収集運搬・処分を受託した者
	14 号	廃棄物の投棄禁止違反	16条	廃棄物を捨てた者
	15 号	廃棄物の焼却禁止違反	16条の2	法第16条の2各号の規定によらず、廃棄物を焼却した者
16 号	指定有害廃棄物保管・処分違反	16条の3	法第16条の3各号の規定によらず、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者	
2 項		無確認輸出未遂(未遂罪)	10条(1項) 15条の4の7(1項)	確認を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出しようとした者
		廃棄物の投棄・焼却未遂違反	16条 16条の2	廃棄物を捨てようとした者 法第16条の2各号の規定によらず、廃棄物を焼却しようとした者

**法26条 3年以下の懲役若しくは、300万円以下の罰金、又はこの併科**

1号	再委託禁止違反	7条(14項) 14条(16項) 14条の4(16項)	(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託すること。
	委託基準違反	6条の2(7項) 12条(6項) 12条の2(6項)	事業者が(一般・産業・特別管理産業)廃棄物の委託基準(事業の範囲に含まれる者への委託、委託契約書の締結・保存等)に違反してその処理を他人に委託すること。
2号	施設改善命令・使用停止命令違反	9条の2 15条の2の7	(一般・産業)廃棄物処理施設の使用停止命令等に違反した者
	改善命令違反	19条の3	事業者、(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が改善命令に違反すること。
3号	施設無許可譲受け・借受け	9条の5(1項) 15条の4	許可を受けず、(一般・産業)廃棄物処理施設を譲受け、又は借受けた者
4号	無許可輸入違反	15条の4の5(1項)	許可を受けず、国外廃棄物を輸入した者
5号	輸入許可条件違反	15条の4の5(4項)	産業廃棄物の輸入許可で付された生活環境保全上必要な条件に違反した者
6号	廃棄物の投棄・焼却目的収運違反	16条 16条の2	投棄禁止違反、焼却禁止違反の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

**法27条 2年以下の懲役若しくは、200万円以下の罰金、又はこの併科**

	無確認輸出予備(予備罪)	25条(1項12号)	環境大臣の許可を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出する目的での予備をした者
--	--------------	------------	---

**法28条 1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

1号	守秘義務違反	13条の7	情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らすこと。
2号	土地形質変更命令違反	15条の19(4項)	指定区域内における土地の形質の変更の届出に関する計画変更命令に違反した者
		19条の10(1項)	指定区域内における土地の形質の変更に関する措置命令に違反した者

**法29条 6月以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

1号	届出義務違反	7条の2(4項) 14条の2(3項) 14条の5(3項)	(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が欠格要件に該当するに至ったにもかかわらず必要な届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	届出義務違反	9条(6項) 15条の2の6(3項)	(一般・産業)廃棄物処理施設の設置者が欠格要件に該当するに至ったにもかかわらず必要な届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	届出義務違反	12条(3項) 12条の2(3項)	事業者が事業場の外において、自ら産業廃棄物の保管を行う場合に必要な届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
2号	施設使用前検査受検義務違反	8条の2(5項)、9条(2項)、15条の2(5項)、15条の2の6(2項)	(一般・産業)廃棄物処理施設に係る使用前検査を受ける前に施設を使用した者
3号	管理票交付・記載義務違反、虚偽記載	12条の3(1項) 15条の4の7(2項)	事業者(中間処理業者含む)が産業廃棄物管理票を交付せず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付すること。
4号	管理票写し送付・記載義務違反・虚偽記載	12条の3(3項前段)	運搬受託者が産業廃棄物管理票の写しを送付せず、又は必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付すること。
5号	管理票写し送付・記載義務違反・虚偽記載	12条の3(3項後段)	運搬受託者が当該廃棄物の処分を委託された者に管理票を回付しないこと。
6号	管理票写し送付・記載義務違反・虚偽記載	12条の3(4,5項) 12条の5(5項)	処分受託者が管理票交付者・当該回付者に産業廃棄物管理票の写しを送付せず、又は必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付すること。
7号	管理票保存義務違反	12条の3(2,6,9,10項)	管理票交付者は交付した管理票の写し及び返送のあった管理票の写し、運搬受託者は管理票及び管理票の写し、処分受託者は管理票を5年間保存しないこと。
8号	虚偽の管理票作成	12条の4(1項)	(産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が産業廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、運搬担当者氏名等について虚偽の記載・交付を行うこと。
9号	管理票の交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反	12条の4(2項)	運搬受託者又は処分受託者が産業廃棄物管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けること。
10号	虚偽の管理票交付等違反	12条の4(3,4項)	処理受託者が当該処理を終了せず、又は最終処分を終了した旨が記載された管理票の写しの送付等を受けていないにもかかわらず、管理票を送付又は報告をすること。

11号	管理票虚偽登録	12条の5(1項) 15条の4の7(2項)	情報処理センターに虚偽の登録をした者
12号	管理票報告義務違反・虚偽報告	12条の5(2、3項)	情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした者
13号	勧告に係る措置命令違反	12条の6(3項)	管理票交付義務違反等に対する勧告に係る措置命令に違反した者
14号	処理困難時の通知義務違反	14条(13項) 14条の4(13項)	運搬受託者及び処分受託者が運搬・処分を適正に行うことが困難又はそのおそれがある場合に委託者へ通知をせず、又は虚偽の通知をした者
15号	処理困難時の通知義務違反	14条(14項) 14条の4(14項)	運搬受託者及び処分受託者が運搬・処分を適正に行うことが困難又はそのおそれがある場合の委託者への通知の写しを保存しなかった者
16号	土地形質変更届出違反	15条の19(1項)	指定区域内における土地の形質の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
17号	事故時応急措置命令違反	21条の2(2項)	廃棄物処理施設における事故時の応急措置命令に違反した者

### 法30条 30万円以下の罰金

1号	帳簿等備付け・記載・保存義務違反	7条(15、16項) 12条(13項) 12条の2(14項) 14条(17項) 14条の4(18項)	事業者、(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと
2号	廃棄物処理業廃止変更届出義務違反	7条の2(3項) 14条の2(3項) 14条の5(3項)	(一般・産業・特別管理産業)廃棄物収集運搬・処分業者がその業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず又は虚偽の届出をすること。
	処理施設変更届出義務違反	9条(3項) 15条の2の6(3項)	(一般・産業)廃棄物処理施設に係る諸事項の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者。(一般・産業)廃棄物処理施設(最終処分場を除く)の廃止、休止、再開の届出をせず又は虚偽の届出をした者
	最終処分場埋立終了届出義務違反	9条(4項) 15条の2の6(3項)	(一般・産業)廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず又は虚偽の届出をした者
	処理施設相続届出義務違反	9条の7(2項) 15条の4	(一般・産業)廃棄物処理施設の承継の届出をせず又は虚偽の届出をした者
3号	定期検査拒否・妨害・忌避	8条の2の2(1項) 15条の2の2(1項)	(一般・産業)廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、忌避した者
4号	維持管理事項記録・備付け違反	8条の4 9条の10(8項) 15条の2の4 15条の4の4(3項)	(一般・産業・環境大臣認定)廃棄物処理施設の維持管理に関する記録をせず若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
5号	産業廃棄物処理責任者設置義務違反	12条(8項)	事業者が産業廃棄物処理責任者を置かないこと。
	産業廃棄物等管理責任者設置義務違反	12条の2(8項)	事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を置かないこと。
6号	報告拒否・虚偽報告	18条	事業者、(一般・産業)廃棄物収集運搬・処分業者、(一般・産業)廃棄物処理施設設置者、指定区域内の土地所有者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。
7号	立入検査拒否・妨害・忌避	19条(1、2項)	職員の入立検査若しくは取去に対して拒否・妨害・忌避した者
8号	技術管理者設置義務違反	21条(1項)	(一般・産業)廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者

### 法31条 30万円以下の罰金

1号	無許可業務廃止	13条の6	情報処理センターが許可を受けず、情報処理業務の全部を廃止したとき。
2号	帳簿備付け・記載・保存義務違反	13条の8	情報処理センターが帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
3号	報告拒否・虚偽報告	13条の9(1項) 15条の13(1項) 18条	情報処理センター、廃棄物処理センターが業務・資産状況に関し求められた報告をせず又は虚偽の報告をしたとき。 情報処理センターが求められた報告をせず又は虚偽の報告をしたとき。
4号	立入検査拒否・妨害・忌避	13条の9(1項) 15条の13(1項)	情報処理センター、廃棄物処理センターが立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

### 法32条 法人の罰金

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

1号	25条(1項1号~4号、12号、14号若しくは15号又は2項)	<b>3億円以下の罰金刑</b> 〈無許可営業、不正許可取得、無許可変更、不正変更許可取得、無確認輸出、投棄禁止、焼却禁止、無確認輸出・投棄・焼却の未遂〉
2号	25条(1項の前号を除く)、26条、27条、28条(2号)、29条又は30条	各本条の罰金刑 〈委託基準違反、管理票交付・記載義務違反等〉

#### 公訴時効期間の改正（法第32条第2項：平成22年改正）

公訴の時効期間は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第250条において、長期10年未満の懲役又は禁固に当たる罪については5年、長期5年未満の懲役若しくは禁固又は罰金に当たる罪については3年とされています。廃棄物処理法に違反して罰則が適用される場合、例えば同法第16条の規定に違反して不法投棄を行った者に対する罰則は、自然人に対しては5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金であり、法人の場合は3億円以下の罰金であるため、これまで、公訴の時効期間は、行為者が自然人の場合には5年となる一方、行為者が法人の場合には3年となっていました。

このため、不法投棄を行った者として役員等に対して追及が可能であっても、当該役員等と同様に当該不法投棄に対し責任を有する法人に対しては追及が不可能であるといった事例が生じていました。

そこで、法第25条の違反行為につき、法人又は人に対して罰金刑を科する場合、当該法人又は人に対する公訴の時効期間を法第25条の罪についての公訴期間（すなわち5年）と合わせることにしました。

### 法33条 20万円以下の過料

1号	保管場所の届出違反	12条(4項) 12条の2(4項)	指定非常災害のために必要な応急対策として産業廃棄物の保管を行った場合の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
	土地形質変更届出違反	15条の19(2,3項)	指定区域内における土地の形質の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2号	多量排出事業者の処理計画の提出義務違反	12条(9項) 12条の2(10項)	多量排出事業者の処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者
3号	多量排出事業者の実施状況報告書の提出義務違反	12条(10項) 12条の2(11項)	多量排出事業者の実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者

### 法34条 10万円以下の過料

	名称使用禁止違反	20条の2(3項)	登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いること。
--	----------	-----------	---------------------------------